修 繕 請 負 契 約 約 款

作成：令和3年6月1日

(総則)

第１条　発注者及び受注者は、この修繕請負契約書に基づき、仕様書等(別冊の仕様書、入札説明書及び、入札説明書に対する質問回答書等をいう。以下同じ)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書及び仕様書等を内容とする修繕の契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

２　　受注者は、当初記載の修繕(以下「修繕」という。)を頭書記載の履行期限(以下「履行期限」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「物件」という。)を発注者に納入するものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。

３　　受注者は、この契約若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、物件を修繕するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　　受注者はこの契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成４年法律第５１条)に定めるものとする。

８　　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治２９年法律第８９号)及び商法(明治３２年法律第４８号)の定めるところによるものとする。

９　　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１０　この契約に係る訴訟または提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第２条　この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

４　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(内訳明細書及び工程表)

第３条　受注者は、この契約締結後、発注者が定める期間以内に仕様書等に基づいて、内訳明細書及び工程表を作成して、発注者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　受注者は、物件を第三者に譲渡し、貸与し、又は、質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(特許権等の使用)

第５条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は物件の修繕に関する指示の変更)

第６条　発注者は、必要があると認められるときは、仕様書等又は物件の修繕に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等又は物件の修繕に関する指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期限若しくは契約金額を変更し、

又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(修繕の中止)

第７条　発注者は、必要があると認められるときは、物件の修繕の中止内容を受注者に通知して、物件の修繕の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により、物件の修繕を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期限又は契約金額を変更し、

又は受注者が物件の修繕の続行に備え、物件の修繕の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第８条　受注者は、その責に帰すことができない事由により、履行期限内に物件を修繕することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

(履行期限の変更方法)

第９条　履行期限の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴取して定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期限の変更事由が生じた日（第８条の場合にあっては、発注者が履行期限の変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第１０条　契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴取して定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(一般的損害)

第１１条　この契約を行うにつき生じた損害(次項第１項、第２項若しくは第１３条第１項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第１２条　この契約を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

３　前２項の場合その他物件の修繕に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第１３条　受注者は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、物件の修繕が不可能となったときは、遅延なく発注者に通知するものとする。

２　発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物件の修繕が不可能となったことが認められる場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

(物価等の変動に基づく契約金額等の変更)

第１４条　発注者又は受注者は、履行期限内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者との協議の上、契約金額又は仕様書の内容を変更することができる。この場合における協議については、第１０条の規定を準用する。

(納入及び検査)

第１５条　受注者は、物件の修繕を完了し、物件を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　前２項の場合において、物件の納入及び検査に直接要する費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

４　受注者は、第２項の検査に合格しないときは、ただちに修補等の適切な措置を行い、検査職員の検査を受けなければならないものとし、当該検査に合格した場合において前２項の規定を準用する。

(契約代金の請求及び支払い)

第１６条　受注者は、前項の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に契約代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責に帰すべき事由により前条第２項に基づく検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第１７条　受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約不適合責任)

第１８条　発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替え物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意識を明確に表示したとき。

(3)　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない

場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第１９条　受注者の責に帰すべき事由により履行期限内に物件の納入をすることができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額とする。

３　発注者の責に帰すべき事由により、第１５条第２項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は遅延日数に応じ、

年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第１９条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更が合った場合には、変更後の契約金額)の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が、独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項(独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき。(確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。)

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は発注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治４０年法律第４５号)第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第２０条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一　その責に帰すべき事由により、履行期間内に物件の納入ができないと明らかに認められるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

三　第２２条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

四　受注者が次のいずれかに該当するとき、

　　　　イ　役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)。以下「暴力団対策法」という。)第２条第６号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

　　　　ロ　暴力団(暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　　　ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　　　　ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　ヘ　再委託その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　　　ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、

発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の違約金）

第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前条の規定によりこの契約が解除された場合。

二　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

　一　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成１６年法律第７５号)の規定により選任された破産管財人

　二　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成１４年法律第１５４号)の規定により選任された管財人

　三　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成１１年法律第２２５号)の規定により選任された再生債務者等

(発注者の解除権)

第２１条　発注者は、契約が完了するまでの間は、第２０条の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第２２条　受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

　一　第６条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が３分の２以上減少したとき。

　二　第７条の規定による契約の中止期間が履行期限の１０分の５を超えたとき。

　三　発注者が契約に違反して、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第２３条　契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に物件の修繕を完了した部分(以下「既履行部分」という。)があると認めたときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相当する契約代金(以下「既履行部分代金」という。)を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、

発注者が定め、受注者に通知する。

(賠償金等の徴収)

第２４条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで年２．５パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年２．５パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第２５条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。